

横浜市内の障害児通所支援事業所（下記に該当する事業所に限る。）管理者 様

- ・主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援又は放課後等デイサービス事業所で、令和 3 年度中に看護職員加配加算算定の届出をしようとする事業所
- ・上記以外の事業所で、医療的ケア児の利用があり、看護職員を配置している事業所

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

令和 3 年度報酬改定に伴う、医療的ケア区分の新設について

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 4 月 1 日から、障害児通所支援事業における報酬改定が行われます。

主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所（以下「重心型事業所」という。）においては、看護職員加配加算の要件が変更となり、医師が判定する医療的ケアスコア（以下「新判定スコア」という。）により加算の判定をすることとなります。

また、一般の児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所（以下「一般型事業所」という。）においては、看護職員加配加算が廃止され、新たに基本報酬として医療的ケア区分が新設されます。医療的ケア区分については、「新判定スコア」に応じて、市町村が決定を行うこととなります。

医師による新判定スコアの作成に時間を要する場合、令和 4 年 6 月末までの間は、事業所が作成する従来の看護職員加配加算に関する判定スコア（以下「旧判定スコア」という。）を新判定スコアに置き換えて判断することができます。

つきましては、報酬改定の対応として、現に看護職員加配加算を算定している事業所等において、令和 3 年 4 月以降も引き続き、旧判定スコアによる判定結果がある医療的ケア児の利用が見込まれる場合は、該当児童について、旧判定スコア確認表（別紙）又は新判定スコアの作成準備等をお願い致します。

1 対象となる事業所

- (1) 重心型事業所で、令和 3 年 4 月以降、看護職員加配加算を算定しようとする事業所
- (2) 一般型事業所で、医療的ケア児の利用があり、看護職員を配置する事業所

2 旧判定スコア確認表（別紙）と新判定スコアの作成方法

- (1) 旧判定スコア確認表（別紙）

事業所で作成してください。

- (2) 新判定スコア

保護者から主治医に依頼し、作成してもらってください。

※ 主治医とは当該児童が日頃から診察を受けている医師とします。大学病院等と地域の診療所の両方を受診している場合は、どちらの医師が判定をしても構いません。

※ 新判定スコアの作成に係る文書料は保護者負担となります。

※ 新判定スコアは、更新のたびに作成が必要です。

なお、複数事業所を利用している場合でも、事業所ごとの作成は不要です。

3 対象となる児童及び手続き

事業所から保護者へ制度や当該児の医療的ケア区分について説明をし、同意を得てください。その後、「① 4月にサービス提供が見込まれる医療的ケア児」に該当する場合のみ、お手数ですが、必要書類を区ごとに取りまとめの上、区福祉保健センターへ送付をお願いします（※保護者の方が直接提出することを妨げるものではありません。）。

なお、提出書類及び提出時期については児童によって異なります。次の表でご確認ください。

(1) 申請書

ア 表の①に該当又は支給決定期間の途中で変更申請をする場合

A 障害児通所給付費 医療的ケア区分に係る変更申請書

イ 新規又は更新申請と同時に申請をする場合

B 障害児通所給付費 支給（変更）申請兼利用者負担額減額・免除等（変更）申請書

(2) 必要書類

	対象	提出書類	提出時期
①	4月にサービス提供が見込まれる医療的ケア児	A+ 旧判定スコア確認表 又は 新判定スコア 注 ※新判定スコアが間に合う場合は、新判定スコアのみ提出	ア 令和3年4月26日（必着） 5月請求時に請求ができます イ 令和3年6月30日 4月1日に遡及して支給決定を行います。請求は、受給者証の変更を確認次第、請求してください。
②	上記医療的ケア児の更新の際の手続き	B+ 旧判定スコア確認表 又は 新判定スコア 注 ※新判定スコアが間に合う場合は、新判定スコアのみ提出	支給申請に合わせて提出。 旧判定スコアを提出して更新した場合は、令和4年6月末までに A 及び新判定スコアの提出が必要
③	支給期間の始期が5月1日～7月1日までの医療的ケア児（新規）	B+ 旧判定スコア確認表 又は 新判定スコア 注 ※新判定スコアが間に合う場合は、新判定スコアのみ提出	支給申請に合わせて提出。 遅くとも、次回更新時までには新判定スコアが必要
④	支給期間の始期が7月2日以降の医療的ケア児（新規）	B+ 新判定スコア 注	支給申請に合わせて提出。 間に合わない場合は、基本単価で決定

注：新判定スコアは、2部コピーして、原本を区役所に提出してください。1部は保護者が保管し、もう1部は事業所で保管してください。複数事業所の利用がある場合は、必要に応じて、保護者の同意を得たうえで、他の事業所へ写しの送付をお願いします。

4 その他留意事項

- 旧判定スコアからの読み替えは、新判定スコアにおける「見守りスコア」が反映されない分、低くなると想定されます。
- 複数事業所の利用がある場合、原則として、上限管理事業所または利用頻度が多い事業所で対応をお願いします。ただし、上限管理事業所等が医療的ケアを提供しない場合、提供する事業所が対応をお願いします。
- 重心型事業所において看護職員加配加算を算定予定であって、令和3年度の体制届の締切に間に合わない場合、今年度に限り、見込みでご提出ください。スコア表は準備出来次第、令和3年6月30日までに、ご提出をお願いします。

（問合せ先）横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話：045-671-4274 FAX：045-663-2304